

環境影響評価方法書に対する知事意見

1 1 7 川崎天然ガス発電所

川崎天然ガス発電所（以下「本件事業」という。）は、川崎天然ガス発電株式会社が、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、川崎市川崎区扇町12番1号の新日本石油株式会社川崎事業所構内の面積約274,400平方メートルの敷地（以下「実施区域」という。）に、天然ガスを燃料とする出力900,000キロワットの火力発電所を建設し、運営しようとするものである。

実施区域は、川崎市の臨海部の埋立地に位置しており、南側が京浜運河に面しているほか、近傍地域は大部分が重化学工業用地となっている。

本件事業は、工業専用地域内の製油所跡地に新たに発電所を建設する事業であるが、施設の稼働に伴う大量のばい煙の排出や排水の海域への排出があること、大規模な発電設備を設置することなどから、工事の実施や供用による環境への影響が懸念される。特に大気質については、実施区域周辺で一部の項目について環境基準を達成していない状況にあることなどから、影響の軽減に一層配慮する必要がある。

このような状況の中で、本件事業の環境影響評価方法書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響評価準備書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気質

ア 発電設備の2系列とも煙突の高さを59メートルとしているが、ばい煙の拡散を考慮して、高さをより高くした場合の大気質への影響についても予測及び評価を実施すること。

イ 発電設備の1系列については、毎日起動・停止を行うことから、起動や停止の際のような非定常稼働時におけるばい煙の排出諸元及び脱硝装置の脱硝効率を明らかにした上で、大気質への影響についてこの条件の下での予測及び評価を実施すること。

ウ 煙突に近接して排熱回収ボイラなどの比較的高い建造物を設置するとしていることから、これらの建造物によるダウンウォッシュについて予測及び評価を実施すること。

エ 実施区域は臨海部に位置していることから、内部境界層によるフュミゲーションの影響の可能性を考慮した調査を行い、その結果を踏まえて予測及び評価を実施すること。

オ ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、搬入する計画であることから、使用する船舶数、船舶からのばい煙排出濃度等を明らかにした上で、船舶からのばい煙による大気質への影響についても予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

施設の稼働に伴う排水は、京浜運河に排出するとしているが、京浜運河は、全窒素及び全燐の環境基準を達成していない状況にあることから、水の汚れ及び富栄養化について定量的な予測を実施すること。

(3) 景観

ア 主要な眺望点の選定に当たっては、京浜運河及び高速湾岸線からの眺望景観や遠景と近景の中間的な位置としての鶴見区内からの眺望景観など地域特性を考慮すること。

イ 景観の予測時期は、発電所が完成した時期としているが、気象条件により冷却塔から白煙が発生することから、この白煙の発生を考慮して季節及び時期を設定し、予測及び評価を実施すること。

(4) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い排出する温室効果ガス等について、予測及び評価を行うとしているが、発電所の稼働に伴い、大量の二酸化炭素を排出することになることから、温室効果ガス等の排出削減対策に係る事業者としての基本的な考え方を明らかにすること。

2 緑化計画について

緑化計画の具体化に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境や施設の状況を考慮して、緑地の配置や植栽樹種の選定等を行うこと。

参考

- **ダウンウォッシュ**
強風時に、煙突からの排煙が煙突や建物の背後に発生する空気の渦に取り込まれ、急激に地上に降下することにより地表付近に排煙による高濃度の汚染が生じる現象
- **フュミゲーション**
海に面した平坦地において、晴天時に海からの風が流入するような気象条件の下で出現する大気の拡散を妨げるような空気の層に、煙突からの排煙が取り込まれ、この層の中で混じり合うことにより、地表付近に排煙による高濃度の汚染が生じる現象